

本

令和4年(行ウ)第36号 未払賃金等請求事件

原 告 飯島章太

被 告 千葉県

答 弁 書

令和4年10月夕日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士

同

被 告 指 定 代 理 人

同

同

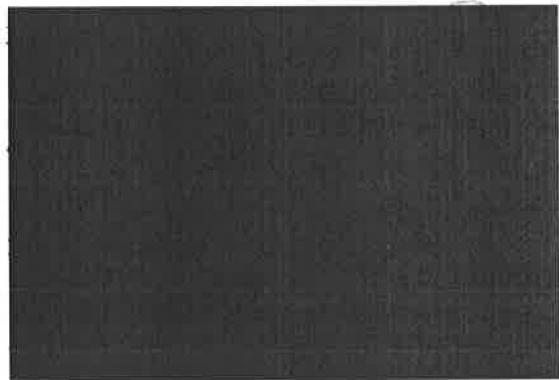
同

同

同

同

同



第1 令和4年8月2日付け訴状訂正申立書による訂正後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 令和4年8月2日付け訴状訂正申立書による訂正後の「第3 請求の原因」等に対する認否及び被告の主張

追って認否、反論する。

以上

